

第30回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成30年8月24日（金）
2. 招集日時 午後1時30分 開議
3. 招集場所 役場2階第1会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（12番） 西舘 徳松、 1番 古里 典子、
2番 内澤 初蔵、 3番 下谷地敦雄、 4番 福田 光雄、
5番 山田 一夫、 6番 苅谷 雅行、 7番 畑林 悦男、
8番 鶴飼 榮一、 9番 本田 健耕、 10番 泉山 和彦
農地利用最適化推進委員：
2番 木村 正司、 3番 川島 秋子、 4番 笹山結実男、
5番 清藤 秀則
5. 欠席委員 農業委員：
11番 中里 照夫
農地利用最適化推進委員：
1番 古舘 久、 6番 寺澤 正幸
6. 事務局職員 事務局長：小林 浩、局長補佐：長瀬 設男、主任：紫葉 優樹、
主事補：永井 重徳

議 長（西舘会長）

それではただいまより、第30回軽米町農業委員会総会を開会致します。
（ 開会 午後1時30分 ）

議 長 本日の出席農業委員は、11名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、4名の出席となっております。なお、中里委員、古舘委員、寺澤委員からは、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

したが、譲受人がロータリー等での管理をしていたということです。よって、許可相当と思われます。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

農地法第5条第1項の規定により、下記農地より申請がありましたので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。転用目的については、個人農林業施設ということで、宅地への転用となります。妻所有の農地を使用貸借により借受け、野菜の冷蔵倉庫を建築するということが申請があったものです。事業計画につきましては、野菜冷蔵倉庫が1棟、その他に通路、法面を整備するということが、資金計画につきましては資料のとおりでございます。農振地域内の農用地の転用となりますが、平成30年7月25日付けで農業用施設用地へ用途変更済みで、農振法での農用地利用計画指定用途となりますので、転用許可可能な案件と判断されます。現地確認につきましては、笹山委員と下谷地委員をお願いしてございます。申請地の場所につきましては、資料の下に位置図を掲載しております。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、笹山委員、下谷地委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

笹山委員 　　報告いたします。譲渡人と譲受人の関係は夫婦であります。位置・周囲の状況については、国道340号線、〇〇地区へ向かう交差点から約1kmに位置し、北側が畑、東側が宅地、南側が自宅への進入路、西側が宅地・雑種地で申請地よりも1mほど高くなっています。隣接する農地は北側の畑のみであり、その畑の所有者は申請人の妻であるため、隣地同士のトラブルの発生等はないものと思われます。よって許可相当であると判断いたします。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり岩手県農業会議へ諮問の後、県知事へ進達することに決定いたします。

 ここで協議事項として平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 (別紙資料により朗読、説明)

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、岩手県農業委員会大会における提案事項については、原案のとおり二戸地方農業委員会連絡協議会を通じて、岩手県農業会議へ提案することに決定いたします。

 続きまして、農地等の現状変更届について、事務局より報告いたします。

事務局 (別紙議案書により報告)

議 長 報告のとおりです。ご質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

議 長 ここで休憩にします。

 事務局より協議事項・報告等がありますのでお願いいたします。

(午後1時48分 休憩)

~~~~~

( 午後2時58分 再開 )

議 長       再開します。

      以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

      これをもって、第30回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 午後2時58分 閉会 )